

綾川町立羽床小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
令和3年5月一部改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらには、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうる。本校は、いじめの撲滅に向かってここに定める基本方針に従い、いじめへの対応に組織的、積極的に取り組む。

1 いじめ防止に向けた基本的方針

(1) いじめの未然防止

すべての児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律を重視し、正しい態度で日々の授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努める。

また、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるように指導し、正義を重んじる心情を育て、傍観者を生まない集団づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

日頃から児童との信頼関係の構築に努め、児童を見守り、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努める。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることに努める。

(3) いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害児童を守り通すことを第一に、毅然とした態度で加害児童の指導にあたる。教職員全員の共通認識のもと、保護者等の協力も得て早期の解決を図る。

(4) 重大事態への迅速な対処

重大な事態が発生した場合は、すみやかに町教育委員会に報告するとともに、全教職員で対処し、事態の解決にあたる。また、当該児童や周辺児童の心身のケアを含め、再発防止に努める。

(5) 教職員の指導力向上

児童との信頼関係を築き、いじめを見逃さない感性を高めたり、いじめへの対応に係る指導力を向上させたりするため、校内研修はもとより、若年研修でも生徒指導研修を積極的に行う。

(6) 児童・保護者への周知

学校いじめ防止基本方針の内容については、内容を入学時、各年度の開始時に児童と保護者に説明する。さらに、ホームページでも公表する。

2 いじめ防止のための組織

いじめ防止への基本方針を策定したり、具体的なケースの対応を話し合ったりするため生徒指導委員会を設ける。校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭で構成し、必要に応じて学級担任、SSW、SC等も加わる。

職員会や現職教育等、職員連絡の機会を活用し、全教職員で共通認識をもつようにする。

3 いじめ防止のための取り組み

(1) 温かな人間関係や仲間づくり

- ・ 少人数であることを長所にとらえ、一人の問題をみんなの問題として考える雰囲気醸成する。
- ・ 異学年や全校での活動（給食・清掃・行事等）に取り組み、幅広い人間関係の中で、自分の居場所がもてるようにする。
- ・ 保護者や地域の方にも協力してもらい、他者とのコミュニケーションのあり方を学ばせる。

(2) すべての児童に、伸びる喜びを味わわせる授業づくり

- ・ 学習規律や学習習慣を身に付けさせ、基礎的・基本的事項の習得と自己充実感の獲得をめざす。

(3) 豊かな心について、みんなで真剣に考える機会を設ける。

- ・ 道徳の日・・・毎月第3火曜日の朝活動を「心の時間」、第3金曜日を道徳の日として心のありようについて考える日とする。
- ・ なかよし集会、羽床っ子会議・・・人権やなかよしをテーマにロングの集会を実施する。全校で同じ問題について考えたり、発表準備の過程で学んだりする。
- ・ 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会活動等の特別活動において、児童が自らいじめの問題について考え、議論するなど、主体的な活動を推進する。

(4) 体験的活動の充実

- ・ 校外の組織とも連携して，社会体験や自然体験，交流体験の機会をもち，自分の新しい面や友達の優しい面を見付けさせたり豊かな心情を育てたりする。

(5) 特に配慮が必要な児童への対応

- ・ 特に配慮が必要な児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの早期発見に向けての取り組み

(1) 観察，相談体制の充実

- ・ 学級担任と養護教諭が連携し，児童の様子を日々観察して変化を見逃さないようにする。また，全職員の共通認識のもと，誰でも気軽に相談できる体制をつくる。

(2) 「心のアンケート」を実施して，いじめの予兆はないか探る。

- ・ 全校生を対象に定期的にアンケートを実施して，実態把握と心情の変化を読み取る。

5 いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは，特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく，速やかに，学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は，関係児童や教職員から事情を聴き取るなどして，事実関係を確認の上，組織的に対応方針を決定し，被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては，当該児童の人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。また，各教職員は，その対応方針等に沿って，いじめに係る情報を適切に記録しておく。